

京都海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和6年7月25日(木) 午後2時00分～午後3時30分
2. 開催場所 京都府宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 研修室
3. 出席者 京都海区漁業調整委員会

会長	葭 矢 護
副会長	八 木 一 弘
委員	川 崎 芳 彦
委員	狩 野 安 徳
委員	石 倉 尚 正
委員	池 田 香代子

事務局	局長	粟 屋 克 彦
	次 長	本 多 靖 一
	主 事	上 野 香奈子

京都府農林水産部水産課	技 師	水 谷 昂 栄
-------------	-----	---------

京都府水産事務所漁政課	課 長	永 井 大 輔
	課長補佐兼係長	廣 岡 信 康

舞鶴市産業振興部水産課	課 長	真 下 了 代
-------------	-----	---------

4. 議事事項と結果

- 第1号議案 特定水産資源(くろまぐろ)に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)
…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決した。

5. 議事

事務局長 委員並びに関係者の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、第24回京都海区漁業調整委員会を開催させていただきます。

本日は、津田委員、村岡委員、益田委員、吉本委員がやむを得ぬ

事情で欠席をされており、出席委員は6名で、委員会規定第6条により開催の要件は満たしております。

ここからは、会長の議事進行でお願いします。

葭矢会長 本日は大変天候が悪い中、御出席をいただきましてありがとうございます。

本日は1つの議案が用意されております。第1号議案「特定水産資源(くろまぐろ)に関する令和6年管理年度における知事管理漁獲可能量について」、これは京都府知事からの諮問ですので、答申に向けて御審議のほどよろしくをお願いいたします。

また、次回の委員会で詳しく説明をさせていただきますが、先日7月20日に、私の立ち会いのもと、京都府漁業利用協定が締結されましたので、この場で報告させていただきます。

本日の議事録署名委員を指名いたします。川崎委員、石倉委員、をお願いいたします。

それでは、次第に従いまして進行させていただきます。第1号議案「特定水産資源(くろまぐろ)に関する令和6年管理年度における知事管理漁獲可能量について」を審議いたします。

京都府から説明をお願いします。

(水産課)

水谷技師

(第1号議案について説明)

葭矢会長 はい、ありがとうございました。

今回の増枠については、定置漁業が資源管理に努力されていることから、特に小型魚については4.4トン全てを提示する案となっております。その他については、令和3管理年度の実績に基づいて配分しましたということです。

この案につきまして、各委員さんの方から何か御質問、御意見等ございましたらよろしくをお願いいたします。

石倉委員

この配分では、定置と漁船漁業等(その他海域)の増枠割合が違いますよね。令和3年度の実績で配分されたとのことですので、納得はできるのですが、私も定置網に従事していた経験から、どうもこの割合が引っかけります。

そもそもこの増枠は、京都府の漁業者が採捕した漁獲量をモニ

ターしていただいていたと思うのです。それを後から参入し操業している人に、より高い割合で枠を配分するというのは、京都府の漁業者として、正直納得しかねるところです。

増枠が同じ割合であれば、仕方がないと言えるのですが、その他海域の方が、増枠の割合が多いと思います。定置協会がそれを了承しているのであれば、私から言えることはありませんが。

水谷技師

令和3年度は、私もクロマグロの担当をしておりまして、そのときの経緯からお話をさせていただきますが、令和3管理年度は、まだ配分された漁獲枠を全て使い切るような状況にはありませんでした。

その状況で、他県とクロマグロの枠の融通を進めたところ、定置漁業者からは、もう少し漁獲枠が必要であるとの要望をいただきました。その一方で、漁船漁業等（その他海域）の漁業者からは、クロマグロ以外を狙うような場合にも、どうしてもクロマグロを採捕してしまうことがあるため、もう少し枠が欲しいとの要望をいただきました。

このような経緯もあり、他県と枠を調整させていただいた後、この割合で漁獲枠を配分しました。そのために、定置漁業と漁船漁業等の割合としては、少しだけ、その他海域の部分が多くなったということです。

また、そのタイミングで、近年の京都府の漁獲実績が最大量を記録したという状況もありましたので、定置漁業と漁船漁業等の割合が、当初の配分比率よりも少し異なっております。

その後、クロマグロ資源も大きく変わりました。葭矢会長からお話のありましたWC P F Cの北小委員会の会議で、大型枠については、50%という大幅な増枠が合意されております。正式決定は、今後、本会議で最終決定されることとなりますが、下部組織で合意されたことにより、京都府の漁獲枠も変わってくるのが想定されます。

そのため、改めて現在の資源の状況もしくは、漁業に対する影響を踏まえたうえで、配分方法について、漁業者の皆様や漁協関係者様と一緒に検討していきたいと考えておりますので御了解いただければと思います。

狩野委員

定置漁業でクロマグロの増枠要望が無かったとの話がありまし

たが、定置漁業者としては、獲れるのであれば全部獲りたいと思っています。枠が決まっていますから数量管理が行われているから放流しているのであって、可能であれば、よりたくさん漁獲したいという思いを持っています。

そのような現場の状況があるので、定置漁業が当時の漁獲枠で満足していたというようなことは無いとの認識を持っていただければと思います。

水谷技師

小型魚については、現時点でも放流いただいているところがありますので、全量、定置漁業に配分させていただきました。大型魚については、令和3管理年度において、当時の漁獲枠の中で全て獲っていただいていたので、放流の実績がないのにさらに増枠するというのは、資源管理として妥当であるのかということ漁協や定置協会と協議した記憶があります。

すなわち、大型魚に対しては、まだまだ放流せずに現状の枠で管理ができていますので、余分な漁獲枠は必要ないですという話をさせていただきました。

ただ、令和4年度、5年度については、クロマグロの資源が非常に好転していることもあり、大型魚についても、放流いただいているという状況にあります。令和3管理年度と令和6管理年度で対応のズレがありますが、国からの配分は、令和3管理年度を採用されていますので、御理解いただければと思います。

葭矢会長

定置関係の委員様へ、基本的には、関係業者と十分議論をされ整理されたうえで数値が示されているところです。

定置漁業者本来の意見を言っていたので、今後もそのようなことも踏まえて、特にクロマグロは最重要資源になっておりますので慎重に作業を進めていただきたいと思います。

石倉委員

思い出したのですが、おそらく令和3管理年度の大型魚については、調査をしたのが1月頃だったと思います。その年は調査時期が遅く、その頃は全然獲れていませんでした。ただ、その意向調査の後から獲れ始めたのです。

葭矢会長

ありがとうございます。

時間的なタイムラグがあり意見集約したつもりでも、反映する

となると非常に難しいところがあるようです。結果として見切り発車的なところもありますけれども、そのあたりは、今後調査を重ねるごとに調整いただければと思いますので、よろしく願います。

それでは、ただいまの説明につきまして、ほかに何か御意見、御質問等ございますか。

【発言者なし】

葭矢会長 他に御質問等ありませんので、本議案については、特に問題がないということで、京都府知事に原案には異議がない旨、答申することとしてよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長 ありがとうございます。この内容で異議がない旨答申をさせていただきます。

以上で議案は全て終了しました。続いて報告事項に移ります。

報告事項（１）「漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部改正について」、京都府から説明をお願いします。

水谷技師 （報告事項（１）について説明）

葭矢会長 はい、ありがとうございます。それでは京都府からの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしく願います。

クロマグロについては、日本が一大生産国として国際会議の中でも位置付けられ、これまで漁獲されてきたと思うのですが、当然回遊魚というのは、日本だけが頑張って管理しても、なかなか結果が出ない部分があると思います。

会議に参加していない国の中でも、クロマグロを漁獲しているところは結構ありますので、それらに対する国としてのアプローチについて、関係者へ説明の中でなされているのかどうか、情報がありましたら教えてください。

水谷技師 国際交渉というのは外交になりますので、京都府からお伝えできる内容は少ないですけれども、やはり水産庁の考えとしては、最もクロマグロを消費、漁獲する国として、まずは手本を示さなければならぬだろうとのことです。

日本は、きちり管理をしているのだから、WCPFCのような国際会議に参加せずにクロマグロを漁獲している国々とも、日本のようにしっかりと資源管理に協力してほしいという主旨で議論を進めていくという話を、水産庁から伺ったことがあります。

葎矢会長 京都府からは、なかなか答えにくいと思いますが、水産庁に対しては、漁調委の全漁調連としての要望がありますし、行政機関として、特に日本海側の主務課長会議等において、他国に対する資源管理について言及していただきたいです。資源が回復すれば生産量に反映される可能性はありますが、やはり関係国全体で資源管理を実施していかないと、日本の漁業者だけが頑張っても限界がありますからね。

そのあたりは漁調委の中でも、要望としてあげていく必要がありますし、行政サイドとしても、いろいろな場面で国に対する要望活動をする機会があると思いますので、京都府で整理をされて他県との連携の中でそういうことができるのであれば、しっかりとやっていただきたいと思います。

それと、個体識別で管理していくとなると、特に定置漁業の現場では、手間暇が非常にかかるという印象を受けました。そういった手間をかけているうちに、他魚種の漁獲のタイミングを失ったということにもなりかねませんので、もちろん資源管理は大切ですが、そのあたりの問題も十分解決できるような処理をいただきたいと思います。

狩野委員 漁業者は厳正な数量管理の中でクロマグロを獲っている状況ですが、遊漁に対する規制の整備が遅れているような印象を受けています。確かに資源を管理することは大切ですが、海面を共有し同じ水産資源を獲っているのですから、遊漁にも同様の規制をかけられるような体制を整備していただきたいです。すでに法整備がされている漁業にのみ、だんだんと規制が厳しくなっていますよね。本来であれば、漁業と同時進行で遊漁にも法的な規制をかけることが最も望ましいのですが、このままだと漁業が衰退して

いくのではないかと懸念しています。

(水産事務所)

廣岡補佐

水産流通適正化法は、一部改正ということで、すでに元となる法律が施行されております。最初に制定された段階では、対象となる水産物はアワビ、ナマコ、それから、シラスウナギでしたが、それらについては、生産から末端の流通までのトレースを確保するというで動いているところで、京都府で見ますと、基本的には漁協さんが開設する産地市場を通じて流通されるということであり

ます。ですので、その法律の施行にあたっては、各漁協さんや関係する市場の流通関係者等を交えた協議の中で、漁協の市場で入荷された段階での識別を、まずしっかりやりましょうということで、各生産者の方には、そこで識別された情報のフィードバック的なところで、現場の漁業者の方に過剰な負担にならないような体制が構築されていると理解しております。

今回の法改正で追加されましたクロマグロ大型魚につきましても、それに準じて、各定置経営体の皆さんに過剰な負担にならないような個別識別のやり方というのを、再度考えてまいりたいと思います。また改めて、関係先である漁協、流通業者の方々とも引き続き協議をしていきたいと思ひます。

また、漁業法及び流通適正化法でカバーするのは、あくまで漁業者の方が漁獲生産された漁獲物に対する規制でございます。ですので、遊漁者が採捕したクロマグロについては、カバーしておりません。遊漁者の採捕するクロマグロ数量を規制管理するのは、また別の話になります。

報告事項の3番目で、それに関する京都府の現状ですとか、私どもの対応状況について説明させていただきます。それを踏まえて御意見をいただければと思ひますので、よろしくお願ひします。

葭矢会長

遊漁に関する体制等については、報告事項の3で説明があるようですので、その際に意見をお願いします。

その他にどうでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長 それでは特に発言がないようですので、次の報告事項（２）「大
中型まき網漁業との調整について」を、事務局から説明願います。

本多次長 （報告事項（２）について報告）

葭矢会長 はい、ありがとうございました。それでは、今ほどの事務局から
の説明に対しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしく
お願いいたします。

八木副会長 京都府に入漁するのは大型まき網漁船だと思いますが、中部日
本海区では、何隻くらい許可が出されているのでしょうか。

本多次長 申し訳ありませんが、正確な数については、即答できかねますの
で、後日の回答とさせていただきます。ただ、5年前に比べると操
業しているまき網漁船は減少しており、実際に舞鶴漁港へ入港し
ている許可船は、3～4隻程度となっております。

葭矢会長 まき網漁業に関する情報を纏めるにあたり、大中型まき網漁業
との調整を考える会の中で、いろいろと情報交換をさせていただ
いております。その場で寄せられた情報をもとに要望書を作成の
うえ、船主部会の場で、まき網漁業者へ要望しております。

そのような状況の中で、5年程前には本府漁船が、まき網操業時
に巻き込まれるという事例はありましたが、それ以降は、特に疑わ
しい操業等については確認されておられません。

また、舞鶴港への入港につきましては、回答をいただいたところ
ではございますが、船主部会での議論の中で、まき網漁船の入港時
の速力が速いなど危険な行為等があれば、すぐに船主部会事務局
へ連絡してほしいということをお話しされていまして、
もし漁業者が困るようなことがあれば、海区委員会と事務局との
間で情報共有できる体制ができるのではないかと考えております。

水谷技師 先ほどの京都府を含む中部日本海の許可を受けている大中型ま
き網船の隻数ですが、水産庁が許可リストを公開しておりまして、
口頭で申し訳ないですが、現時点では7隻あります。

具体的なりストについては、すでに公表されているものがござ
いますので、後日、事務局から共有がされると思います。

八木副会長 許可リストがあり、京都府関係分の許可船が7隻までわかっているのであれば、舞鶴に入港している3～4隻について、許可船名など概要程度であれば回答できませんか。

本多次長 許可船名などの概要であっても、正確な内容をお答えしなければなりません。本日はその資料が手元にありませんので、大変申し訳ございませんが、後日回答とさせていただきます。

この3～4隻の船団について、そのうちどれが実際に入港し、どのあたりの漁場で漁獲しているかという情報を、まき網の幹事会の場で公表しているところです。

上、下半期に分けて、どのような船が、どの程度水揚げしているのかなどを集計した資料がありますので、次回の委員会で報告のうえ共有させていただこうと思います。

葎矢会長 その他よろしいですか。

御意見につきましては、先ほど申し上げましたように、後日、大中型まき網漁業との調整を考える会が開催されますので、関係者に回答書の内容を説明し、来年度の要望等について調整していきたいと考えております。

それでは最後の報告事項(3)「最近のクロマグロ遊漁の対応状況について」、京都府から説明をお願いします。

廣岡補佐 (報告事項(3)について報告)

葎矢会長 ありがとうございます。

たしかに現状、広域漁調委としては、あくまで委員会指示で対応するということですので、見つけて直ぐではなく、水産庁等へ報告し大臣の裏付け命令が出されてから、即ち、2回目の報告で初めて違反取締対応ができるということです。難しいところですね。

今後ますます悪質な案件が発生するようであれば、もう少しスムーズに対応できるような体制を考えていただければと思いますし、全国から要望事項として挙がってくることも考えられます。そういった様子も伺いながら、対応していく必要があると思います。

廣岡補佐 以前の委員会でも説明しましたが、水産庁でも資源管理に関わる新たなロードマップを提示された中で、特に遊漁管理もやって

いきたいということは考えられているようです。時期や年限は分かりませんが、遊漁者の採捕するクロマグロを初めとした重要な水産物については、数量管理を法的な規制の対象にしていくということも水産庁で掲げられていますので、できるだけ早くそれが実現できるように、引き続き京都府としても、国に対して訴えていきたいと思っております。

葭矢会長

京都府の漁業者の間では、この管理について当然情報共有はできると思うのですが、遊漁者となると、なかなか、このような法体制が整備されていることに関して、十分に情報が伝わらない部分があると思います。それは水産庁も含めて、遊漁者に限らず、一般人にも周知していただけたらと思います。

ただ、いきなりやっても混乱を起こす可能性がありますので、周知の方法についても、十分検討いただきたいと思います。

狩野委員

水産庁は、TAC管理対象魚種を200種程度まで拡大させようとしています。そういう状況の中で、クロマグロについては、漁業者へのTACによる数量管理がされた後、自家用船などの遊漁者に対する数量管理の必要性から広域漁業調整員会指示による採捕規制が始まりました。現在の状況として、漁業者の漁獲量はしっかり把握できているものの、プレジャーボートなどの遊漁者の採捕量全体の把握は、個別の申告ということもあり非常に難しいのではないのでしょうか。遊漁者への採捕規制を、漁業者へのTAC管理と同時に行うべきであったと思います。漁業者だけが先に漁獲量を管理されるような、漁業者がやっているから遊漁者もしないじゃなくて、同じようにやっていくのが普通じゃないかと改めて思います。遊漁者としても急に言われても困るところもありますが、その辺の意識改革も大切です。今後、いろんな魚種がTAC管理になり漁業者が資源管理をするようになれば、遊漁者の姿勢も変わってくると思います。遊漁者の採捕量を正しく把握し、きちっと規制ができる状況を作っていけないといけない。いつまでも漁業者が損をする、300万円罰金を払う、50万円を、しかも一回じゃなくて二回？違うんじゃないか。漁業で生計を立てる者と、立てない者、流通での魚種管理もありますが、やはり、遊漁は遊びだし、漁業で生活する者との間できちっと区別するには、それなりの理由とルール作りを水産庁もやっていかないと、できるところ

だけで締め付けるのは意味がないじゃないですか。どういう方法でやれば良いかはわかりませんが、その辺りをきちっとしていかないと、漁業者と遊漁者の間で差があるのはおかしいじゃないですか、公平にやっていただけるとありがたいですね。

廣岡補佐

まず会長がおっしゃった、いわゆる周知が足りないのではないかというお話です。

法に基づいて、京都府内で登録をされている遊漁船業者向けましては、登録に関わるお知らせ等を発送する際に、クロマグロの規制措置にかかるチラシを同封して、「守ってくださいね」ということでの協力の依頼をしています。併せて、遊漁船業者以外に対しては、船舶の係留場所となっているマリーナ等に対して、毎年、安全対策の周知の機会がありますので、その折に、関係資料を説明の上、チラシ等を置いていただいています。

ただ、自家用船の利用者が非常に幅広にいらっしゃる中で、まだまだ周知が足りないというところがあるのは事実です。京都府としてもできるだけ幅広に周知をして、皆さんに守っていただけるように、これから方法を考えながら対応していきたいと思えます。

それから2点目です。遊漁者に対する規制措置につきましては、京都府が関係するのが日本海・九州西広域漁業調整委員会指示であって、太平洋も含めたすべての海域において、同じ内容で規制をされているという状況です。そのため、規制に対する対応が全国的にまちまちという状況ではありませんので、御承知おきいただければと思います。

そして、狩野委員から御指摘がありました件についてです。繰り返しになりますが、同じ資源枠の中で、遊漁のクロマグロ採捕量というのは、大体年間40トンで定められています。これを漁業と比較すると、京都府の当初配分と変わらないか、または、それより多いくらいです。

京都府の漁獲枠内で漁業者が数量の管理をしても、遊漁での採捕量が増えるのであれば、資源の管理につながらないので納得できないというのは、おっしゃる通りだと思います。ですので、これも繰り返しになりますが、遊漁の採捕数量に対する法的措置の導入に向けては、水産庁に対して、早期の導入を要求していきたいと思えます。

広域委員会指示で規定されている罰則につきましても、甘いと

いう御意見もいただきましたが、こちらに対してもできるだけ早く規制が整うように要望していきます。

葭矢会長 各委員からも意見がありましたように、遊漁についてはかなりの数量が採捕されているという部分がありますので、水産庁にはしっかりと国全体の枠組みの中で資源管理ができるよう取り組んでいただきたいと思います。
そのほか何か御質問ございますか。

【発言者なし】

葭矢会長 最後に事務局から何かありますか。

本多次長 次回の委員会は、8月下旬に開催したいと考えております。
本日出席の委員様には、お手元に日程確認表を配付しておりますので、御都合のよろしい日時を記入いただき、FAX、メール又は電話等で事務局まで回答下さい。

葭矢会長 それでは、これもちまして委員会を終了します。
本日はどうもありがとうございました。

【閉会 午後3時30分】

以上、議事の正確なることを証する。

令和6年7月25日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員